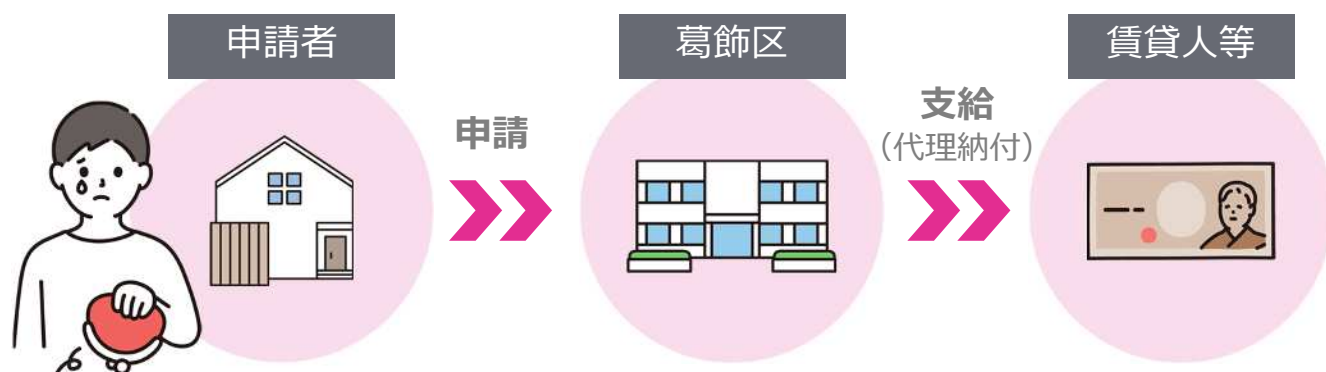


住居確保給付金（家賃補助）のご案内

住宅確保給付金の家賃補助は、離職や休業等により、一定の条件を満たす方に一定期間、家賃相当額を支給する制度です。



この給付金は直接申請者へ給付するのではなく、住居の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

対象となる方

①～⑥すべて該当する方

- ☑ ①住居を喪失した方又は喪失のおそれのある方であること。
- ☑ ②申請時に離職後2年以内、又はやむを得ない休業などにより、収入を得る機会が減少していること。
- ☑ ③離職日前に世帯の生計を主として維持している方であること。
- ☑ ④雇用施策による給付、離職者に対する類似の給付を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれも受けていないこと。
- ☑ ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。
- ☑ ⑥申請月における世帯収入額が次の収入基準額以下、かつ資産合計が次の資産基準額以下であること。

世帯区分	基準額※1	家賃上限額※2	収入基準額※3	資産基準額
単身世帯	84,000円	53,700円	137,700円	504,000円
2人世帯	130,000円	64,000円	194,000円	780,000円
3人世帯	172,000円	69,800円	241,800円	1,000,000円
4人世帯	214,000円	69,800円	283,800円	
5人世帯	255,000円	69,800円	324,800円	

※1：市区町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12の額

※2：申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額

※3：基準額に家賃額を合算した額

受給中の義務

住居確保給付金の受給期間中は、求職活動等を行う必要があります。
下記チェックリスト表をご参照ください。※申請時にご説明します。

離職・廃業、休業等（就労を目指す方）	休業等（事業再生等を目指す方）
申請時等に公共職業安定所等に求職申込み	経営相談先への相談申込み
月4回以上の自立相談支援機関での面接等の相談	月4回以上の自立相談支援機関での相談
月2回以上の公共職業安定所等での職業相談（職業相談票の提出）	原則月1回以上の経営相談先での経営相談
原則週1回以上の企業等への応募（求職活動報告書の提出）	月1回以上給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組
プランに沿った活動（家計相談等）	プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加等）

※受給状況により必要とされる求職活動要件は異なります。

支給額

次の表の支給限度額を上限として、家賃について支給します。

区分	支給上限額
単身世帯	53,700円
2人世帯	64,000円
3人世帯	69,800円
4人世帯	
5人世帯	

支給額・期間・開始日

- 【支給額】 申請した月の収入によって支給額を決定
- 【支給期間】 原則3か月(一定の条件を満たせば、最大9か月受給可能)
※受給3か月ごとに延長申請必須
- 【開始日】 支給申請日の属する月以降の家賃相当分(上限あり)から支給を開始
※滞納分は対象外

再支給の申請

住居確保給付金の受給期間終了後に、以下のいずれかにあてはまり、かつ**前回の支給が終了した翌月から起算して1年を経過**している場合、再支給となる可能性があります。

- ① 新たに解雇された場合（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）
- ② 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）
- ③ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した場合
（本人の責に帰すべき理由又は都合によるものを除く。）

まずはご相談ください。



自立相談支援窓口 ☎03-5654-8625
受付時間：午前8時30分～午後5時
（土・日・祝・年末年始は除く）